

## 業務仕様書

### 1 業務の名称

令和5年度盛岡市高等学校等を対象としたシビックプライド醸成・地元魅力発信等業務委託

### 2 業務の目的

本委託事業では、盛岡近郊の高校生、専門学校生、大学生など（以下、「高校生等」という。）に対して、地域との関わりを持つ機会を提供し、シビックプライドの醸成を図るとともに、高校生等が、地域との交流の中で知り得た盛岡の魅力を、市内外へ情報発信することで、“「盛岡を愛する人」を増やし、盛岡市が選ばれる都市となること”を目指そうとするものである。

### 3 履行期間

契約締結の日から令和6年3月31日（日）まで

### 4 実施場所

盛岡市内等

### 5 業務内容

本業務の目的を達成するため、次の業務を実施するものとする。

#### (1) 高校生等が地域を知り、学ぶことができるプログラム及び場作づくりの提供

高校生等のシビックプライド醸成を目的として、高等学校、専門学校、大学など（以下、「学校等」という。）に対して、地域を知り、学ぶことができるプログラムや場づくりの提供を、学校等と必要な調整を実施したうえで、行う。

シビックプライドの醸成において、学校等が行う総合的な探究の時間や地域課題研究（以下、「探究等」という。）は、親和性が高いため、探究等への支援を通して、高校生等が、盛岡らしい有形・無形の価値や魅力（盛岡ブランド）に触れる機会の創出を行う。

#### (2) 高校生等が情報発信について学ぶプログラムの実施及び発信を行う機会の提供

高校生等が、探究等で学んだ地域の魅力について、情報発信を行う際の注意点や手段について学ぶことができるよう支援する。また、学生等が、情報発信のスキルを養った後に、「市の魅力を発信するための動画作成」や「探究学習に関する成果発表会」、「成果内容の外部への発信」等、実際に高校生等がシティープロモーションに繋がる情報発信を行うためのプログラムを実施する。

#### (3) 「盛岡という星で BASE STATION」の利用促進等

高校生等に対して、本市が盛岡市菜園一丁目8番15号 パルクアベニュー・カ  
ワトクcube-II 地下1階に設置する「盛岡という星で BASE STATION」  
(以下、「交流拠点」という。)の利用促進や、高校生等の探究等の活動への支  
援体制について周知を行う。

(4) 活動内容の報告

本事業の取組の周知を図るため、本市のウェブサイトなどに掲載するための活  
動内容をとりまとめたレポートなどを作成する。

(5) 自由提案

上記に関わらず提案上限額の範囲内でこの事業を効果的に実施するために必要  
な提案を行うことを可とする。

6 企画提案を求める内容

(1) 企画提案にあたっては、プログラム提供にあたり設定するテーマや作成するコ  
ンテンツ、周知の方法、スケジュール、実施体制などについて、具体的な内容を  
提示すること。なお、実際の事業実施にあたり、他の事業や学校等との調整が必  
要であることから、現時点では他の事業や学校等との調整は行わず、提案者が想  
定する内容で提案すること。

(2) 交流拠点を主軸として活動する地域おこし協力隊や移住コーディネーターとの  
連携を想定し、事業実施にあたっては、高校生等、地元企業・団体等、学校等が  
活動に参加しやすい環境や仕組みづくりについて工夫を行うこと。

(3) この事業を通して、高校生等が盛岡との関わりを深め、進学や転出後も関わり  
を持つ機会となるような仕組みづくりに努めること。

(4) 今後の事業展開を意識した企画提案を意識すること。

7 業務実施上の留意事項

(1) 関連事業として、平成30年度より関係人口の増加を機軸とした移住・定住・交  
流人口対策事業を実施していることから、相乗効果に配慮すること。

(2) 対象とする経費は、人件費、機械・機器のレンタル料又はリース料、消耗品・印  
刷製本費等の事務費、会場使用料、資料購入費、通信運搬費、謝金、旅費、外注加  
工費、原材料費、委託料、広告費、その他提案する事業を実施する場合に必要な経  
費とする。なお、以下の経費は対象外とする。

ア 国・県・市等の補助金、委託費等により既に支弁されている経費

イ 土地・建物を取得するための経費

ウ 施設や設備を設置又は改修するための経費

エ 1件50万円を超える機器や物品を取得するための経費

オ 参加者個人に対する旅費、宿泊費、体験費、交流費、飲食費、販促品提供費など

の特定の個人や個別企業に対する給付に要する経費

カ その他事業と関連性が認められない経費（従業員の日常生活用品、顧客との交際費、接待費、明細が不明確な物品等）

(3) 当該事業費において取得した財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(4) 取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、本業務の目的に従ってその効率的な運営を図るものとする。

なお、1件3万円以上の機器や物品については、その必要性及び事業完了後の取扱いについて、予め発注者と協議すること。

(5) 委託事業の経理については、他の経理と明確に区分して帳簿及び全ての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿を委託事業が完了した日の属する事業年度の翌年度の4月1日から5年間保存するものとする。

## 8 成果品

実施内容を記載した報告書を以下のとおり提出すること。

・実施報告書 1部（電子データをDVD等の媒体でも提出すること。）

## 9 納期

成果品については、令和6年3月31日までに納品すること。

## 10 事業報告

受注した者は事業の進捗等に関して次の報告及び検査協力をする事。

### (1) 随時の報告

本業務に関連し、市が調査又は報告を求めた場合においては、受注した者は速やかにこれに応じ必要な報告書等を提出するものとする。

### (2) 立会検査

本業務の適正な履行のために市が必要と認めるときは、市は受注した者の本業務の実施状況等を確認するため現場に立ち会い、受注した者等に対する聞き取り、関係書類の確認等を行い、是正指導等の措置を実施することができるものとする。

### (3) 会議・報告会等への出席

市が主催する会議等において、市が求めた場合は、業務の進捗状況等を報告するため会議等へ出席すること。（年1回程度）

### (4) 業務完了届

受注した者は、業務が完了したときは、速やかに市に対して業務完了届に成果品を添えて提出し、検査等を受けること。

## 11 権利の帰属

本業務により作成されたものの利用に関する著作権、所有権に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受注者から発注者に移転することとする。

## 12 再委託等の制限

- (1) 業務受注者は、本業務の全部又は本業務の統括業務部分を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) 業務受注者は、本業務の一部を第三者に委託することはできるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を市に対して文書で報告し、承認を得なければならない。
- (3) 再委託先の選定、管理等に当たっては、法令順守を徹底すること。

## 13 機密の保持

受注者はこの業務の履行に関し、知り得た相手方の秘密を第三者に洩らし、または利用してはならない。

## 14 個人情報の取扱い

本業務において個人情報を取り扱う場合は、盛岡市個人情報保護条例（平成16年条例第7号）を遵守しなければならない。

## 15 情報資産の保護管理

委託業務に係る個人情報その他情報資産（記録媒体を含む。以下「情報資産」という。）の保護管理について、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 情報資産の正確かつ適正な維持、及び管理のための措置を講じること。
- (2) 情報資産の漏えい、改ざん、汚損、損傷、亡失その他情報セキュリティに対する事故を防止するための措置を講じること。
- (3) 電子計算室、情報資産保管室その他の委託業務の処理に関連する施設及び設備について、情報資産の管理に関し安全を確保するため必要な措置を講じること。
- (4) 委託業務の処理に当たっては、盛岡市情報セキュリティポリシー規程（平成22年共同訓令第1号）及び個人情報保護に係る法令、条例等の趣旨を従業員に周知し、適切に指導すること。

## 16 その他

- (1) 委託業務の実施に当たっては、発注者と事前に打合せを行い、双方理解の上で実施すること。また、契約時に定める現場責任者が、責任を持って指示及び管理・運営を行うものとする。

- (2) 受注者は、労働基準法、労働契約法、その他関係法令を遵守すること。
- (3) 受注者は、個人情報及び法人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、業務上知り得た情報等について、第三者に漏らすことの無いよう注意を払うこと。このことについては、業務委託期間終了後についても同様とする。
- (4) 受注者は、自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じること。
- (5) 各種判断については、公募や業界団体からの推薦、公的機関の認証等を得ているなど、選定理由が明確であるよう十分に留意すること。
- (6) 本業務の履行において生じた疑義についての取扱いは、その都度発注者と受注者で協議の上決定する。